

新・生活様式対応支援補助金（小規模事業者支援型）

補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p>① 機械装置等費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車両・宅配用車両・キッチンカーの購入費 ・キャッシュレス機器（自動精算機や自動券売機、セルフレジ等）の購入費 ・モバイルオーダーやオンライン予約システムの構築費 ・インターネット販売等に係るシステム構築費 ・自動車、バイク、自転車等に設置するデリバリーサービスの輸送に必要な設備の購入費（冷蔵庫、冷凍庫などの保冷設備等） ・デリバリーやテイクアウト用など新商品開発のための機械装置費 <p>※新しい生活様式に対応するために必要なもののみが対象</p> <p>② 広報費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止のための広報費（啓発用ポスターやチラシ、写真、動画の作成、媒体への掲載） ・テイクアウトやデリバリーサービスの広報費（のぼりやチラシの作成費） <p>※補助事業実施期間内に使用・掲載する分のみが対象</p> <p>⑤ 開発費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デリバリーやテイクアウト用新商品の試作開発費 ・デリバリーやテイクアウト用新商品の包装パッケージに係るデザインの外注費 <p>⑬ 外注費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策のための店舗の内装・レイアウト改装費 ・テイクアウトやデリバリーサービスに対応するための厨房や販売カウンター等の造作費 ・自動ドアの設置費 ・非接触型自動水栓（蛇口）の設置費 ・移動販売やデリバリーを目的とした自動車、バイク等の内装・改造費 <p>※新しい生活様式への対応に結びつかないものは対象外</p>	<p>○汎用性があり、目的外使用になりうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車（ただし、移動販売車両・宅配用車両・キッチンカーは補助対象） ・自転車 ・文房具など事務用品、紙皿等の消耗品費（⑮消耗品に記載のないもの） ・パソコンやタブレット端末、その他周辺機器（LAN、Wi-Fi、サーバー、WEBカメラ等） ・ウェアラブル端末 ・プリンター ・複合機 ・電話機 ・家庭用及び一般事務用ソフトウェア ・導入済みのソフトウェアの更新料 等 <p>○販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費、販売する商品を生産するための原材料</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式への対応に結びつかない経費 ・通常の生産活動のための設備投資の費用 ・単なる取替え更新で、新しい生活様式への対応と関係のない機械装置等 ・予約キャンセル、休業に対する補てん ・自宅等、事業と関係のない施設の改装費、設備や備品の購入費 ・商品在庫や消耗品の廃棄・処分 ・自己所有物の修繕 ・事務所の家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・不動産の購入費 ・補助事業実施期間中に使用等が完了できない経費 ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

新・生活様式対応支援補助金（小規模事業者支援型）

補助対象経費【早見表】

主な対象経費例【○】	主な対象外経費例【×】
<p>⑭感染防止対策費（下記の費用のみが対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器等）の購入費、消毒作業の外注費 ・清掃作業の外注費 ・飛沫対策のための仕切り（アクリル板やパーテーション、透明ビニールシート、防護スクリーン）やフロアマーカの購入費・施工費 ・換気設備（換気扇、空気清浄機、換気機能付または空気清浄機能付きエアコン等）の購入費・施工費 ・ユニフォームのクリーニング外注費 ・従業員指導等のための専門家活用費 ・体温計、サーモカメラ、キーレスシステム、インターホン、コイントレー、携帯型アルコール検知器の購入費 <p>⑮消耗品費（下記の費用のみが対象）【補助対象経費の上限 10 万円】</p> <p>消毒関係の消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒液、アルコール液 <p>マスク関係の消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ヘアネット <p>清掃関係の消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手袋、ゴミ袋、石けん、洗剤、漂白剤 <p>その他消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ <p>※補助事業実施期間内に使用する分のみが対象</p>	

※ 「⑭感染防止対策費」及び「⑮消耗品費」以外の科目に記載している項目は、例示であり、補助対象となる経費については「応募要領」でご確認ください。

※ 「新しい生活様式への対応」とは、「『新しい生活様式』の実践例」及び「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、新たに実施する生産・販売・サービスの取組みのために導入する事業を言います。